

別紙

諮問第1695号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日付け「教職員の服務事故について」の報道発表についての記者会見・説明等の記録（紙記録に限らず、電磁的記録等を含む。）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年1月4日付けで行った本件一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として「教育庁取材データベース・教職員の服務事故について」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条2号、3号及び4号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年3月14日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年5月17日に実施機関から理由説明書を収受し、同年11月28日（第242回第一部会）から令和6年9月11日（第250回第一部会）まで、9回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに

実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 教職員の服務事故に係る事務の流れについて

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が状況報告書を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会へ報告を行い、区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者へ報告する必要があると判断したものについて、都立学校に準じて報告を行うこととなっている。

実施機関は、任命権者としての事故事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者、被害者及び関係者から事情聴取を行い、認定した事実に基づき、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

イ 懲戒処分に係る事案の公表について

懲戒処分に係る事案の公表については、「学校に勤務する教職員の懲戒処分の公表等について」（平成12年12月26日付け）に基づき、事案を公表することとしており、原則として、懲戒免職の場合は、氏名、学校名、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を、その他の懲戒処分の場合は、校種、職名、年齢、性別、処分程度及び処分理由を公表している。なお、被処分者の氏名等を公表することにより被害者等が特定される可能性がある事案等については、被害者等の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととされている。

ウ 実施機関における報道関係者に対する説明等の記録について

実施機関においては、報道発表した際に報道機関から受けた取材への対応を記録するため「教育庁取材データベース」を整備し、取材年度、件名、取材日時、部課名、対応者名、取材者名、取材内容等を記録している。

エ 本件一部開示決定について

本件開示請求は、教職員の非違行為によるサービス事故（以下「本件サービス事故」という。）の報道発表日付を指定し、当該報道発表に関する記者会見・説明等の記録の開示を求めたものである。実施機関は、当該報道発表に係る教育庁取材データベース内の記録を本件対象公文書として特定し、サービス事故に関する個人情報（以下「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号に、取材内容（以下「本件非開示情報2」という。）は同条3号に、システムのURL（以下「本件非開示情報3」という。）は同条4号にそれぞれ該当するとして本件一部開示決定を行った。

オ 本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1及び2について

本件非開示情報1及び2は、本件サービス事故に係る取材内容が記載されたものであり、審査会が見分したところ、本件サービス事故に係る状況等の説明と各報道機関別の取材時のやり取りが記載されている。これらを公にすることになれば、各報道機関がどのような取材を行って、情報を収集しているかといった取材ノウハウに関する情報が明らかとなり、各報道機関の取材活動における競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1及び2は、条例7条3号に該当し、同条2号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、本件対象公文書の下段に印字されたURLである。当該情報は、一般に公にしていない内部ネットワークのURLに係る情報であり、これを公にすることにより、当該内部ネットワークへの不正なアクセスを招くおそれがあるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環